

日の始まりは寅の刻説存疑

要旨

橋本万平氏が『日本の時刻制度』（昭和四一年九月刊）において、中古や中世の資料によって、一日の始まりは寅の刻からであったと述べられて以来、その説に従う人はあるが、異を唱えた人はない。橋本氏の提出された資料を検討してみると、ある資料は、橋本氏の説を導くに適切でないものであったり、ある資料は当時の一説であって、寅の刻から一日が始まるという説が、どれ程有効だったのかは明らかでない。

橋本氏の提出された資料以外の中古の資料からは、丑の刻から一日が始まるという考えが、宮廷社会では有効だったように思われる。

『小右記』の長保元年十二月一日の記事中に、太皇太后昌子の崩御を次のように述べている。

（一）丑剋許自宮告送云、御惱極怒者、仍馳參、問女房、至今非可奉憑、先是剃御額髮、閉御眼之比、名香盛御手、向西方唱給弥陀宝号終給、但懸給宣旨、未令臥給、御胸猶温、移数剋奉攝臥、権大夫・源宰相視候、女房出御遺令・御筆書一卷、御葬送及観首院事・自余雑事具

*山本利達

注給、依件遺令一々可執行、「後日問御崩日、候御所之僧等申云、朔日子終丑始欵、猶以朔日可為崩日者」、大后春秋五十、在位卅三年、（大日本古記録による。）

また、元慶元年四月一日および二日の『三代実録』の記事は次のようにある。

（二）（A）夏四月壬申朔、夜丑一刻、日有蝕之、虧初子三剋三分、復至寅二剋一分、皇帝不視事、百官不理務、不奉常祭、

（B）先是中務省豫奏陰陽寮所言四月朔夜太陽虧之事、詔命明經紀伝明法等博士、議日蝕在夜、廢務以否、

（C）從五位上行大學博士兼越中守善淵朝臣永貞、從五位下行助教善淵朝臣愛成、從五位下善淵朝臣広岑、勘解由次官從五位下兼行直講小野朝臣当岑、外從五位下美努連清名等議曰、春秋莊公十八年穀梁伝曰、王三月、日有食之、不言日、不言朔、夜食也、何以知其夜食、曰、王者朝日、范甯注曰、王制云、天子玄冕而朝日於東門之外、故日始出、而有虧傷之処、是以知其夜食也、何休曰、春秋不言月食日者、以其無形、故闕疑、夜食何縁書乎、鄭君釈之曰、一日一夜、合為一日、今朔日日始出、其食有虧傷之処未復、故知此日以夜食、夜食則亦屬前月之晦、故穀梁子不為疑、疏曰、天子朝日於東門之外、服玄冕、其諸侯

則玉藻云、皮弁以聽朔於大廟、与天子礼異也、其礼雖異、皆
 早且行事、而昨夜有食、虧傷之處尚存、故知「夜食」也、徐邈云、
 夜食則星无光、張靖策處疾云、立三尺之木、不見其影、并与
 「范意異、拋此文、夜食在前月晦」、則今月朔、不可「廢務」、
 故有「天子朝日之礼」、又記曰、曾子問曰、諸侯旅見天子、入門
 不得終礼、而廢者幾、孔子曰、大廟火、日食、后之喪、雨霑服
 失容則廢、如諸侯皆在、而日食、則從天子「救日」、各以其方色
 与「其兵」、注曰、示「奉時事有所討也」、方色者、東方衣青、南
 方衣赤、西方衣白、北方衣黑、拋此文、行礼之間、太陽有虧、
 不得卒事、中途廢止、但此間之法、有司豫奏、与「古礼意」、頗
 不「相同」、夫薄蝕者、國家之大忌也、經典所記、不別「晝夜」、以
 「此尋之、雖是夜蝕」、猶令「廢務」、

(D) 文章博士從五位下兼行大内記越前權介都宿祢良香議曰、案
 經傳諸史、太陽虧損、君避殿移時、百官廢務、自有明文、不
 煩「更載」、此謂「晝日之食」也、至于夜食虧傷之理、不見「避殿廢
 務之義」、但春秋穀梁伝、莊公十八年春王三月、日有食之、不言
 日、不言朔、夜食也、鄭君積曰、一日一夜、合為一日、今朔日
 日始出、其食有「虧傷之處」未復、故知「此日以夜食」、夜食則亦屬
 「前月之晦」、謹按、一日一夜、合為一日、其食有「虧傷之處」、
 然則若食及復在「丑剋前食者、當屬前月以為晦食」晦日廢務、
 若食及復、在「寅剋後者、當屬來月、以為朔食朔日廢務」、且
 如雖「食在丑剋」、而「虧傷之處、至寅若卯、未及全復」、則晦朔
 兩日、並須「廢務」、古之与今、其事各異、何者古之曆家、未知
 「豫推日食」之術、唯見「虧傷」、然後知食、設有「夜食」、不由
 「得」知、後代曆家、以「術推理」、豫知「食否」、毫毛不差、故唐開元
 礼云、太陽虧、有司豫奏「其日」、置「五穀五兵於大社」、皇帝不見
 事、百官各守「本司」、不理「廢務」、過時乃罷、如「唐礼文」、不論

晝夜、有司豫奏、今豫知「夜食」、豈得「在夜不救」之乎、既
 能救之、豈得「准平日」、舉「政事」乎、然則不問「晝夜」、必當「廢
 務」、

(E) 從五位下守大判事兼行明法博士椋井田部連貞相、正六位上行
 左少史兼明法博士秦公直宗等議曰、儀制令曰、太陽虧、有司豫奏、
 皇帝不視事、百官各守「本司」、不理「廢務」、過時乃罷、義解云、
 帝不視事者、不聞「政事」、過時乃罷者、假令日蝕在「申」者、酉
 時得罷、是為「過時罷」也、公式令曰、京官皆開門前上、閉門後下、
 外官日出上、午後下、案「此等文」、殊舉「晝時」、不違「言」夜、為
 其依「夜蝕」不可「廢務」故也、今太陽隱去、夜漏既致、晝夜異
 名、為「政有時」、而依「夜蝕」廢「晝政」、其文未「明焉」、

(F) 問「曆博士」、日夜食之時有司豫可「奏」以否、陰陽頭從五位下
 兼行曆博士越前權大掾家原朝臣郷好、外從五位下行陰陽權助弓削連
 是雄等言、天長八年四月一日夜、日有蝕之、有司豫不「奏」、朝廷問
 「其由」、曆博士外從五位下刀岐直淨浜言、陰陽寮壁書云、夜蝕不
 「奏」、故豫不「奏」、參議從三位行刑部卿兼下野守南淵朝臣弘貞、仰「陰
 陽寮」云、國家急務、何待「明朝」、雖「當夜食」、不可不「奏」、謹
 案、凡日月蝕者、是陰陽虧敗之象也、故日蝕修「德」、月蝕修「刑」、經
 典所言、日食之可「慎」、不論「晝夜」之有「別」、又壁書所記、不見
 「所規」、寮式亦无「此文」、然則天長八年以往之例、事涉「疎漏」、理不
 「可然」、是以頃年、夜蝕豫申「送中務省」、行來漸久、如「有」成式、
 (G) 二日癸酉、平野梅宮祭、以「昨日日蝕」故、延而行焉、是日、
 於「左仗下」賜「待臣酒」、賜「祿有差」、(增補六国史による。)
 橋本万平氏は、『日本の時刻制度』において、(一)の括弧の部分、お
 よび(二)の(D)の括弧の部分为例証として、「丑刻までが前日であり、
 寅刻以後が次の日としていた事はわかる」(一一〇頁)と述べられ、
 その他の例証も示された。

『九曆』の天曆四年（九六〇）五月二十四日の条に次の如くある。

(三)寅剋男皇子誕生、自去夜子剋有産気色、修善・懈謝難度教相重、為期平安、重立色々大願、具由在願文、卯剋、以書狀付少納言乳母命婦、令奏男皇子平安産之由、（大日本古記録による。）

伊地知鉄男氏は、「昼と夜の変わり目」において、皇子誕生は二十四日の寅刻であり、それより四時間ばかり前の子刻は去夜で二十三日に属すると述べられた。また、『貞信公記』延長五年九月二十四日の条に、

(四)昨丑剋許兵部卿卿薨、（大日本古記録による。）

とある。伊地知氏は、兵部卿克明親王の薨去は「昨丑刻」と前日のことと扱われており、(三)(四)により、当時は、子、丑は前日であり、寅刻から当日のこととされていくことがわかると述べられ、橋本氏と同様、(二)の(D)の要旨をとりあげ、更に、応永二十一年（一四一四）の奥書をもつ『曆林問答』の後付「昼夜時剋法」の条に

(五)金匱經云。見星為暮。星沒為旦。今案。丑為昨日之終。寅為今日始初。故丑寅之同時昨今之交也。（新校群書類従による。）

とあることより、寅刻が一日の始まりであることが判明すると述べられた。

橋本氏の発表以来、平安朝から室町朝頃には、一日は寅の刻から始まるとする説を支持する説はあるが、その説に対し疑問を抱いたり、反論を示した説はないようで、かつて異見を私が述べたことがあるぐらいである。以下、資料に検討を加え考察を進めることにする。

二

(一)によれば、太皇太后昌子の崩御を、『小右記』の筆者に告げられたのは、「丑剋許」であった。括弧で示したように、筆者は、後日、

崩日を尋ねたところ、御所に伺候していた僧等の答えは、「朔日子終丑始歎、猶以朔日可為崩日」であった。これは、子の終りにしても丑の始めにしても朔日に属するというのではなく、子の終りなら前日、丑からは後述のように次の日になるという考えのもとに、子の終りに重点をおき、「猶」を用いたのではなからうか。なお、僧の観念からすれば、夜は前日に属していたとも考えられる。

(六)（長保元年十二月）

十九日、戊辰、御物忌也、御仏名始也、藏人広業行事、亥一剋鐘、令堂童子兼宣仰御導師、初夜八自亥二至子二、芳慶、後夜八子三・

丑二、慶算、今夜藏人所宛飯、孝行、（中略）

廿日、己巳、大雪、鐘鐘後、令泰通仰御導師、初夜八亥一・子二、

聖胤、半夜八子三・丑二、觀禪、後夜八丑三・寅二、明能、（中略）

廿一日、庚午、鐘鐘後、広業仰導師、初夜八亥一・子一、慶算、半

夜八子二・丑四、智真、後夜八子二・寅二、芳慶、事了藏寮勸善卷、

（下略）（『権記』—史料纂集本による。以下同じ。）

御仏名の初夜、半夜、後夜の記事の一例である。子、丑、寅、共にそれぞれの日々の夜に属し、その間に日付の変更はありえない。これが僧における時に対する観念であつたらう。いずれにしても(一)は、寅の刻から日の変わることを示す例とはならない。

(二)は、整理すれば、(B)にいう如く、元慶元年四月一日の夜日蝕のあることを陰陽寮が告げ、それを中務省から奏上された。そこで、夜に日蝕のある場合、廃務すべきかを、明経・紀伝・明法等の博士に議せしめた。

(C)は、明経博士をはじめとする明経道の人々の意見、(D)は、文章博士をはじめとする紀伝道の人々の意見であり、(E)は、明法博士をはじめとする明法道の人々の意見である。なお、(F)は、夜日蝕のある時は、関係役人は豫め奏上するものか否かを曆博士に質問

され、豫め奏上することになっていると答えたものである。以上の意見を聴取した上で、(A)にいうように、四月一日、夜丑一刻に日蝕があつて、天皇は政事にたずさわらず、百官は政務をとらず、常祭は行われなかつた。そして、(G)にいうように、二日に延引した平野祭が行われている。

橋本氏の示された(二)の(D)の括弧の部分は、一日一夜を合わせて一日とする鄭玄の注を前提にしている。それによれば、夜の日蝕は前日の事に属する。ところが、(D)は丑の刻までが夜で、寅の刻から夜が明け、寅の刻から一日が始まると考えていたようである。しかし、(D)の説が用いられてはいない。公の記録たる『三代実録』では、朔日の「夜丑一刻、日有蝕之」と朔日の丑の刻に日蝕があり、朔日が廃務になっている。「夜丑一刻、日有蝕之」や「虧初子三刻三分、復至寅二刻一分」というのは、観察記録ではなく、陰陽寮の報告によるものであろう。この記事は、(D)の「且如雖食在丑刻、而虧傷之処、至寅若卯、未及全復、則晦朔兩日、並須廢務」に該当する。(D)説によれば、晦日も朔日も廃務すべきであるが、晦日が廃務になつた形跡はない。(A)では、丑の刻は朔日のこととされ、朔日が廃務となつたことが示され、(D)の説が用いられたとは考えられない。

中国では、鶏鳴によつて夜が明け、日が始まると考えられたが、鶏鳴の時刻については、子の刻説、丑の刻説、寅の刻説があつた。これらの説がわが国にも入り、日の始まりの時刻について説が分れていたらしい。

『九曆』の(三)の「去夜子刻」の去夜は、事実としては伊地知氏のいわれるように二十三日の夜をいうにしても、筆者にとつては、「去夜」は昨夜の意であつたらう。寅の刻から日の始まりとしていた例とはな

(四)の『貞信公記』の九月二十四日の記事中の「昨丑刻」も、丑刻が前日の二十三日に属するというのではなく、「昨丑刻」は、昨夜の丑の刻の意であらう。『日本紀略』でも、克明親王の薨去は、九月二十四日と記している。

(五)は群書類従本にはなく、いつ附加されたものか知りたいが、寅の刻を日の始まりとするという説があつたことを示している。

橋本氏は、前掲の例の他に、日の始まりを寅の刻とする例として、次の例文(七)(八)の括弧の部分を上上げていられる。

(七)、御方違時刻之事。

「経々雖有多説家伝之習。以丑寅二刻為昨今之境。」仍御方違事不御待明寅一時者不可為御方違之分。然者子丑時分渡御。卯初刻還御尤可然候哉。今時日出卯二刻也。以此分可有計御用欵。

閏正月廿九日

刑部卿

(八)「大膳大夫有盛記」の長祿二年「一四五八」の記事。—統群書類従による。

(八)春秋分 晝夜分〇「童子問」木下菊所春秋分之日、多夜奈何、朱翼曰、(中略)

。瑯琊代醉編云、余嘗謂、「子丑二時、俱屬今日之夜、寅時乃屬明日之旦」、引穀梁伝注疏云云、子丑二時、豈不當屬前日乎、按朱翼説、(以下略) (『類聚名物考』第一冊一一三頁。—井上頼園、近藤瓶城校訂本による。注(7)も同じ。)

(七)の著者大膳大夫有盛(一四二一—一四七九)は、平安朝以来、陰陽道の名家である賀茂氏の生まれである。「雖有多説」というように、一日の始まりの境界については多くの説があつた。しかし、「家伝之習」として、賀茂氏では、寅の刻を日の始まりとしていたことになる。応永二十一年(一四一四)成立の『曆林問答』は賀茂在方の著であり、(五)の説も賀茂氏「家伝之習」によるといふことにならう。

(八)の括弧の部分は中国の資料であり、例とすることはできない。

三

(八)時奏する、いみじうをかし。いみじう寒き夜中ばかりなど、こほこほとこほめき沓すり来て、弦打ち鳴らして、「なんけのなにがし、時丑三つ、子四つ」など、遙かなる声に言ひて、時の枕さす音など、いみじうをかし。「子九つ、丑八つ」などぞ、さびたる人は言ふ。すべて、なにもなにも、ただ四つのみぞ枕にはさしける。(枕草子「時奏する」—角川文庫による。以下同じ。)

時を奏すること、時の枕について、『禁秘抄』の「奏時事」の項に、(九)上古随陰陽寮漏刻_レ奏_レ之。近代指計藏人仰_レ之。丑_レ枕以後為_レ明日分。(故実叢書『禁秘抄考註』による。)

とある。橋本氏は、「丑刻までが今日で、それ以後即ち寅刻から明日の意味であろう」と述べていられるが、これは無理な読み方で、丑の刻から一日が始まるとしていた例ということになる。

源氏物語「桐壺」の巻の、「右近のつかさのとのる申のこゑきこゆるはうしになりぬるなるべし」の『奥入』の注に

(一)亥一剋、左近衛夜行人初奏時終_三子四剋_一、丑一剋右近衛宿申事至卯一剋、内豎亥一剋奏_三宿簡_一、(第二次『奥入』—源氏物語大成卷七による。)

左近衛の宿直申は、前半夜、亥一刻から子四刻まで、右近衛のは後半夜、丑一刻から卯一刻まで、前半夜と後半夜の区切りは丑一刻にあるということになり、日の始まりの時刻と関係があるかもしれない。

(二)大納言殿まゐりたまひて、書のことなど奏したまふに、例の、夜いたくふけぬれば、御前なる人々、一人二人づつ失せて、御屏風、御几帳の後などに皆隠れ臥しぬれば、ただひとり、ねぶたきを念じ

てさぶらふに、「丑四つ」と奏すなり。「明けはべりぬなり」とひとりごつを、大納言殿、「今さらに、な大殿籠りおはしましそ」とて、寝べきものとおぼいたらぬを、うたて、何しにさ申しつらむと思へど、(『枕草子』「大納言殿まゐりたまひて」)

「丑四つ」と奏するのを聞いて、「明けはべりぬ」と推定している。季節にもよるが、ここでは、丑の四刻で夜明けを感じていたことがわかる。

(二)かくて、まづまうのぼらせ給ひて、月ごろの御物語り、おそく参らせ給へることなど、かたみにきこえ給ひつつ、まだおほとのごもらぬに丑二つと申すに、女御下り給ひなむとすれば、「しばし、待ち給へ」とて、「この頃の夜は、かういひてもまだ暗し、(中略)あかくなれば、急ぎ下り給ひぬ。(『宇津保物語』「国譲下」二二二—二三三頁—角川文庫による。)

今上は、あて宮に對し、「この頃の夜は、かういひてもまだ暗し」というが、あて宮は丑二つと聞いて帝の所から退ろうとしている。丑二つ頃には、夜を共にしている男女は別れる時刻だったらしい。

(三)二日といふ夜、男、「われて、あはむ」と言ふ。女もはた、いとあはじとも思へらず。されど、人目しげければ、えあはず。使ぎねとある人なれば、遠くも宿さず、女のねや近くありければ、女、人をしづめて、子一つばかりに、男のもとに來たりけり。男はた、寝られざりければ、外の方を見いだしてふせるに、月のおほるなるに、小さき童をさきに立てて、人立てり。男、いとうれしくて、わが寝る所にあて入りて、子一つより丑三つまであるに、まだなにことも語らぬに帰りにけり。男、いとかなしくて、寝ずなりにけり。

(『伊勢物語』六九段—角川文庫による。)

密会の女は、丑三つに男の所から立ち去っている。(二)、(三)では、丑二つや丑三つに、男女は別れようとしたり、別れたりしている。丑

の刻が夜明けを思わせる時刻だったことによるらしい。

(四) あな見ぐるし、つねにはと思へども、れいの車にておはしたり。さしよせて、「はやく」とあれば、さもみぐるしきわざかなと思ふくゝるざり出でてのりぬれば、よべの所にてものがたりし給ふ。上は院の御方にわたらせたまふとおぼす。あけぬれば「鳥のねつらき」との給はせて、やをら奉まつりておはしぬ。(『和泉式部日記』四〇九頁—日本古典文学大系による。)

「鳥のね」は、「明けぬれば」と関わっている。夜明けを告げる「鳥のね」は、(一)、(二)にみるように丑の刻の頃だったようである。「二中歴第五」の「歳時歴」に、

(二五) 夜半 鶏鳴 平旦 日出 食時 禺中 日中 日映 晡時

日入 黄昏 人定 (史籍集覽による。)

とあり、『拾芥抄』の「十二時異名部第六」には、

(一六) 平旦 寅 日出卯 食時辰 禺中巳 日中午 日映未 晡時申 日入酉 黄昏戌 人定亥 夜半子 鶏鳴丑

或説云。平旦時、只皆十二時之初尅。謂平旦之由。見内典云云。(故実叢書による。)

とある。『拾芥抄』は、平旦を「十二時之初尅」とする「或説」に従ったためか平旦から書き始めている。この或説は、(五)や(七)と通じてるのである。ともあれ、鶏鳴は丑の刻に相当している。

四

(一七) 吾勢祐平倭辺遣登佐夜深而鶏鳴露尔吾立所露之 (『万葉集』一〇五)

五)

(一八) 織女之袖続三更之五更者河瀬之鶴者不鳴友吉 (『万葉集』一五四九(一五四五))

(一七)の鶏鳴、(一八)の五更は、共に「アカトキ」と訓まれており、日本古典文学全集の(一八)の頭注には次のようにある。

ヨヒの原文「三更」は、大陸の更点時刻法による表記で、日没の八刻(二時間)後から日出九刻(二時間十五分)前までの時間を五等分して、一更、二更、三更、四更、五更とし、定時法で計算して九十三分ずつに割ったものの第三の更を示す。すなわち二十三分六分から〇時三十九分までをさすが、夏冬で長さの変化する不定時法であった可能性もある。語としてはヨヒと読まれる。「夜三更而」(一一二四)ともあった。アカトキの原文「五更」は右の計算法によれば、正確には二時十二分から三時四十五分にあたる。

これによれば、鶏鳴は丑三つから寅二つ頃ということになる。鶏鳴を丑の刻とすることにもおおむね一致し、(一四)の「鳥のね」に夜明けを思ったのも、(二)や(三)のように丑二つや丑三つ頃であったといえよう。

(一九) 十九年夏五月五日、葉獵於菟田野。取鶏鳴時、集于藤原池上。以会明乃往之。(『日本書紀』「推古紀」—日本古典文学大系による。)

「鶏鳴時」は「アカツキ」、「会明」は、「アケボノ」と訓まれ、鶏鳴時は五月五日に属し、事を起こす時刻であった。

(二〇) 賀茂臨時祭入石清水准之、但無御前儀、御神楽還立之儀在別、

▽

鶏鳴懸舞人陪促装束、大盤所渡殿并御装物所引繩懸之、内臟寮居朝飯、(弓)庭殿居之、二行对座、▽

平旦賜使御衣、(半)臂、(下)重、(表)袴等、(近)年例去夕給之、(舞)人陪從賜装束。(『江家次第』三三四頁—故実叢書による。)(二)も同じ。)

右の文中の鶏鳴は丑の刻、平旦は寅の刻であり、丑の刻は当日に属し、

橋本氏説のように前日ではない。

(二) 四方拜事〈正月一日寅一刻〉

追讎後、主殿寮供御湯、〈今案雖当藏下食、猶供前朝仰也、(後三条院也) 近例御帷、藏寮以新献之、鶏鳴、掃部寮奉仕御装束於清涼殿東庭、先敷葉薦、其上敷長筵、〈南北妻〉

(中略)

寅一刻出御、〈黄爐御袍〉藏人頭候御裾、近衛次将取御劔前行、

〈入屏風給之後、候屏風外〉(中略)

次於拜天地一座、北向拜天、〈庶人向乾〉(『江家次第』一頁)

(二頁)

鶏鳴は、追讎後、寅一刻の前のこととて、丑の刻をいうのであろうし、丑の刻は正月一日に属している。

(三) (長徳四年十月)

九日、早朝従大僧都許被示送云、左府今夜為違可宿桃園給者、即報示今日依日次不宜不参、拂晓可参之由、参内、候宿、十日、鶏鳴詣桃園、(下略) (『権記』)

九日は日がよくないので、「拂晓可参」と伝え、十日の鶏鳴(丑の刻)に桃園へ行ったというのだから、丑の刻は十日に属し、前日の九日には入らない。鶏鳴―丑の刻を前日とする橋本氏の説では説明できない。

五

(三) 頭の弁の、職にまゐりたまひて物語などしたまひしに、夜いたうふけぬ。「明日、御物忌なるに、箆るべければ、丑になりなばあしかりなむ」とて、まゐりたまひぬ。つとめて、藏人所の紙屋紙ひき重ねて、「今日は、残り多かるこちなむする。夜を通して昔物語も聞え明さむとせしを、鶏の声にもよほされてなむ」と、いみじう

言多く書きたまへる、いとめでたし。御返りに、「いと夜深くはべりける鶏の声は、孟嘗君のにや」と聞えたれば、(『枕草子』「頭の弁の」)

「丑になりなばあしかりなむ」について、萩谷朴氏は、新潮日本古典集成の頭注で、「寅の初刻(午前三時)からは翌日の平旦(朝)ということになる。故に、職曹司に在る間に丑の刻(午前一時から三時)になると、前夜のうちに参内できなくなるので困ると言訳をして辞去した」とあるが、職曹司から参内するのに時間はどれ程もかからないから、この解釈は妥当ではない。田中重太郎氏の『枕草子全註釈三』において、「丑の刻は午前一時から三時までである。丑の刻になると、翌日―それは、「御物忌」の日で箆居していなければならぬ日である―になるから丑の刻になってしまったら悪いであろうの意」とされている通りであろう。頭弁は「丑になりなむ」といっており、丑の刻以前に立去っている。丑の刻以前に退去したのに、「鶏の声にもよほされてなむ」といったので、清少納言は、鶏鳴―丑の刻以前の鶏の声は、孟嘗君の食客のあの鶏鳴かといったということになる。ともあれ、頭弁は、丑の刻が日の始まりとする観念をもっていたものといえよう。

(四) 御物忌なれば、御社より、丑の時にぞ帰らまれば、御神楽などもさまばかりなり。兼時が、こそまではいとつきつきげなりしを、こよなくおとろへたるふるまひぞ、見知るまじき人の上なれど、あはれに、思ひよそへらることおほくはべる。(『紫式部日記』七一頁―新潮日本古典集成による。)

寛弘五年十一月二十八日は賀茂の臨時の祭であった。一条帝は、二十五日から四日連続して物忌だった。使者や神楽の舞人達は物忌中の帝のいる宮中に帰参できないため、丑の刻になってから―日が替って物忌の明けるのを待って帰参した。『権記』によれば、長徳四年十一月

三十日には、「子二剋使等帰参。在御神楽事」、長保元年十一月三十日には、「亥剋使帰、丑剋在御宴」とあり、亥や子の刻に帰りをしたのに、「御物忌なれば」丑の刻に帰参したということになる。

(一九) (三〇) (三一) (三二) (三三) に見た「鶏鳴(丑の刻)は日の替った日の時刻であつて、前日に属するとはいえない例である。(二四) (二五) に見る丑の刻は、新しい日の替り目の時刻であることを示している。これは、(九)の「丑杭以後為明日分」と『禁秘抄』にいう所と相通じている。

(一〇) (D) の説、(五)に見られる説、(七)の太膳大夫有盛の家伝の習、(一七)の『拾芥抄』の或説では、寅の刻が日の替る時刻としているが、(一〇) (D) 以外は中世の資料で、平安朝の資料には、むしろ丑の刻が日の替る時刻としていたと思われる例が目に入り、橋本氏や伊地知氏の説には従いにくい。寅の刻を日の替る時刻とする説は、どういう所で、どういう時に有効だったのだろうか。賀茂氏のような陰陽家では家伝として伝えられていたにしても、平安朝の宮廷社会での有効性は疑わしい。

注

- (1) 昭和四一年(一九六六)九月刊。
 (2) 『汲古』創刊号(昭和五七年五月)、のち、『伊地知鉄男著作集1』所収。
 なお、「古代の一日の始りと沐浴回数」(『武蔵野文学37』[平成二年二月])
 においても、同じ例を用いて同趣旨のことを述べていられる。
 (3) 目にとまったものとしては、増田繁夫氏校注『枕草子』一二三頁注一一。新
 潮日本古典集成『枕草子』上巻三〇二頁注七。小林賢章氏「日付変更時刻と今
 夜」(『国語語彙史の研究』十六)。
 (4) 拙稿「紫式部日記覚書―日遊・御物忌―」(滋賀大学教育学部紀要―人文・
 社会―第26号。のち、『紫式部日記攷』所収)。

(5) 二行書の割注を一行書にし、へゝで示した。

(6) 平野の祭は四月の上申で四月一日であつたが、翌二日に延期されたのである。梅宮の祭は四月上酉だから、四月二日は祭の日であつた。

(7) ○鶏鳴 ○「童子問」木下菊所鶏鳴、礼文王世子、内則泊孟子本注無的説。或謂丑時、代醉編云、寅時為一日之初、鶏鳴起是也、月令広義曰、鶏鳴聴政、所謂一日之所在寅、皆以為寅時也、然素問曰、平旦至日中、天之陽、陽中之陽也、日中至黄昏、天之陽、陽中之陰也、合夜至鶏鳴、天之陰、陰中之陰也、鶏鳴至平旦、天之陰、陰中之陽也、張景岳注曰、子前為陰中之陰、子後為陰中之陽、愚按、黃帝平旦晝夜論之、則以鶏鳴為子時也、又按曝曝偶談、今人以半夜為不祥、其來遠矣、引唐來鵬詩、是与素問異也、何不引晉劉琨、祖逖中夜鶏鳴、如孟嘗君夜半至、閔、客能為鶏鳴、而鶏不鳴、則是亦謂夜半不鳴時也。小学紺珠、十二時鶏鳴丑。居家必用、群書集唾、亦丑也。金匱真言与素問同、○(梁宝誌十二時詩)鶏鳴丑一類、円光明已久、詩所(『類聚名物考』第一冊一〇三頁。一八)参照)。

(8) 伊地知氏は、昨夜は日付変更以前をさし、今宵は日付変更以後をさすものと推察され、(三)の「去夜」、(四)の「昨」も「よべ」のこととされているが、八篇正治氏は「『昨夜』と『今宵』」(『日本歴史』平成九年一月)において、「こよゝ」と「よべ」の語は、どちらの日の夜に属するかによって区別されず、執筆時点と筆者の意識によって使い分けられていると述べていられる。

(9) 前掲書一一二頁。

(10) 「卯一刻」は不審である。『北山抄』巻九「宿申」の項では、「亥子時左陣、毎刻夜行、丑寅刻右陣勤之」(故実叢書による)とある。

(11) 「」の番号は旧国家大観の番号。

(12) 『権記』の長保元年十二月二十九日の記事では、「子一刻追離」、長徳四年十二月二十九日の記事には、「丑二刻追離」とある。

(13) 拙著『紫式部日記攷』一〇四頁参照。

A doubt about the opinion that a day had begun from "Tora-no-koku" (3a.m.).

Ritaysu YAMAMOTO

